

別海町中小企業省エネルギー化支援事業における補助金の流れ

【申請者】 別海町商工会へ申請書類の提出（※注１）

- ・ 補助金交付申請書（※注２）
- ・ 別海町中小企業省エネルギー化支援事業補助金算出表（※注２）
- ・ 収支予算書
- ・ 町税完納証明書…税務課で発行できます（有料）
- ・ 補助事業を実施する箇所の現況写真
- ・ 一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、省エネお助け隊による診断又は登録診断期間の診断結果が分かる書類

【商工会】 内容精査後、補助金交付申請額証明書を発行し、申請書類一式を町へ提出

【町】 内容精査後、補助金指令書を交付

（事業内容・金額に変更がある場合）

【申請者】 別海町商工会へ変更（中止）申請書類の提出

- ・ 補助金等交付変更（中止）承認申請書
- ・ 補助金算出表 ※補助金額に変更がある場合
- ・ 収支予算書 ※補助金額に変更がある場合

【商工会】 内容精査後、町へ変更（中止）申請書類一式の提出

【町】 内容精査後、変更指令書を申請者へ交付

【申請者】 別海町商工会へ事業実績報告書の提出

- ・ 補助事業実績報告書
- ・ 収支決算書
- ・ 補助事業を実施した箇所の完成写真（※注３）
- ・ 経費の内訳が確認できる領収書の写し
- ・ 補助金請求書（日付は入れないでください）
- ・ 口座振替払申出書（補助金の入金先を登録する書類です）

【商工会】 事業実績報告書等の内容審査後、補助金実績額証明書、補助事業後のエネルギー消費が分かる書類、申請書類一式を町に提出。

【町】 事業実績報告書等の内容審査後、補助金額を確定し「確定通知書」を送付
確定通知書に記載の補助金を交付

(※注1) 申請書類の提出について

省エネ最適化診断後、申請書類が整い次第、速やかに交付申請書を提出してください。

(※注2) 別海町中小企業省エネルギー化支援事業補助金算出表

対象となる経費及び補助金額について

(1) 事業所内にある設備について、一般財団法人省エネルギーセンターによる省エネ最適化診断、省エネお助け隊による診断又は登録診断期間による診断を行い、その結果を基に1年以内に実施する物品等。

補助金額…対象となる補助対象経費の2/3以内。上限額 50 万円

※対象設備 照明設備、ボイラ、給湯器、コンプレッサ、受変電設備、給排水設備 等

(2) (1) と同時に整備する物品等のうち、厚生労働省が定める職場における熱中症予防基本対策要綱で示された対策として導入する設備。

補助金額…対象となる補助対象経費の1/2以内。上限額 25 万円

※リース契約による設備の更新は、補助対象外となりますのでご注意ください。

(※注3) 補助事業を実施した箇所の完成写真について

・補助対象部分ごとの写真をそれぞれ添付してください。

補助金について、書類の提出・お問合せ・ご相談などは下記担当までお願いします。

別海町役場 商工観光課 商工・労働担当

電 話 : 0 1 5 3 - 7 4 - 9 2 5 4

メール : syoukou@betsukai.jp